

「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(国交省 令和4年3月改訂)」に伴い、記述内容の充実、見直しを行いました。

## ガイドライン改訂に伴う主な改訂内容

- ①利用者へのバリアフリー情報の提供や利用支援への取組み 【新規 | 努力項目】  
例) ホームページにバリアフリー情報を掲載、施設の利用を支援するスポーツ体験等プログラムの開催
- ②公園整備の計画・設計段階からの当事者参加  
公園の再整備時には、今まで以上に利用者や周辺住民への意見聴取を行う 【努力項目】
- ③より多様な対応ができるトイレへ
  - ・名称の変更  
「便所」→「トイレ」 「多目的トイレ」→「バリアフリースイートイレ」
  - ・設備の充実
    - バリアフリースイートイレへのオストメイト用設備の設置 【義務項目】
    - 手荷物置き台・フックの設置 【義務項目】
    - 乳幼児用設備の設置 【義務項目】
    - 大型ベッドの設置 【努力項目】
  - ・乳幼児連れや高齢者、障がい者等、性的マイノリティや異性介助者への配慮に関する記述の見直し
- ④その他、名称の追加や勾配、幅員等の数値に変更はありません。

